

# 公立・私立認可保育園園児募集

市内の公立・私立認可保育園の平成18年度4月入園児の募集を次のとおり行います。  
**対象** 両親が共働き、自営、疾病、介(看)護などのため、昼間保育することができない家庭の乳幼児。

**入園のしおり・申込書の配付** 子育て支援課(市役所2階)、子ども家庭支援センターまたは各認可保育園で10月21日から配布。

町田市ホームページからもダウンロードできます。

**受付** 市役所及び各市民センターで出張受付を行います。なお、日程は右表のとおりです。詳細は入園のしおりをご覧ください。

現在入園保留の方で、引き続き18年度も入園を希望する方は申し込みが必要です。  
問 子育て支援課 ☎724・2137

## 2006年度4月1日 公立・私立認可保育園 園児募集人数一覧

保育園名	所在地	電話	定員	募集人数					
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
市立こうさぎ	相原町792	042-772-3034	96	6	4	2	7	4	0
市立森野	森野4-8-10	042-722-0352	100	7	3	4	5	2	3
市立本町田	本町田29-8	042-723-2789	60	6	3	7	2	1	
市立金森	金森469-1	042-723-3664	100	8	5	4	5	1	1
市立大蔵	大蔵町1984	042-735-3600	90	9	3	9	4	2	
市立山崎	山崎2130	042-792-0155	100	10	4	3	1	7	
市立町田	原町田6-26-15	042-722-2679	89	7	1	4	8	3	0
市立わかば	本町田2591-20	042-726-1007	100	11	6	7	1	1	
市立森野3丁目	森野3-11-16	042-710-7888	30	9	1	1			
こひつじ	本園 原町田2-11-5	042-722-2672	130	9	9	2	0	1	0
	分園 原町田2-18-3	042-739-2251	29	6	3	3			
町田ときわ	常盤町3465-1	042-797-3345	110	9	6	5	5	2	0
つるか	大蔵町2177-2	042-735-5562	104	10	2	6	5	2	1
小山	本園 小山町2502	042-797-3042	110	9	3	6	9	2	0
	分園 小山町3166-1(代表)								
たかね	山崎町2160	042-791-2705	159	15	14	5	1	0	0
小野路	本園 小野路町1416	042-735-2314			4	1	1	1	
	分園 野津田町1084-1	042-708-0231	112	12					
すみれ	木曾町234-5	042-723-3229	120	9	6	5	5	0	0
木曾	木曾町1216-10	042-792-0361	90	12	3	9	1	0	
草笛	本町田3133-5	042-725-2652	120	9	1	2	7	11	1
ききょう	鶴川1-16-7	042-735-2242	80	13	1	1	1	0	0
田園	鶴間411-4	042-795-1081	66	12	2	1	1	2	
ユニ	山崎町457	042-791-0800	78	9	3	1	2	0	0
こうり	金森208	042-725-7070	100	9	9	0	4	1	2
ひかりの子	本園 根岸町652-2	042-793-6836	120	12	4	5	0	0	0
	分園 根岸町408	042-793-1377							
赤ちゃんの家	原町田6-27-10	042-726-9558	42	12	1	4			
たかね	山崎町1555	042-793-6736	116	15	6	1	0	0	0
町田南	金森1793-435	042-796-8147	109	11	1	10	1	1	0

# 公立・私立認可保育園 園児募集受付日程(2006年4月1日入所)

期日	会場	時間
11月30日(水)12月3日(土)6日(火)8日(木)11日(日)13日(火)16日(金)21日(水)	町田市役所地下特別会議室	午前 9時30分~11時30分 午後 1時~4時
12月1日(木)	鶴川市民センター	
12月2日(金)	堺市民センター	
12月5日(月)	なるせ駅前市民センター	
12月7日(水)	小山市民センター	
12月9日(金)	忠生市民センター	
12月14日(水)	鶴川市民センター	
12月15日(木)	南市民センター	
12月19日(月)	木曾山崎センター	
12月20日(火)	なるせ駅前市民センター	

保育園名	所在地	電話	定員	募集人数					
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
高ヶ坂	高ヶ坂588-1	042-727-2373	70	9	3	2	1	0	0
花の木	真光寺3-1-6	042-734-6113	83	9	4	3	2	2	
町田わかくさ	成瀬1263	042-728-0288	122	12	9	0	0	0	0
しぜんの国	本園 忠生2-5-3	042-793-4169	115			2	1	0	0
	分園 忠生2-7-5	042-793-2889		15	2				
成瀬南野	成瀬が丘3-22-1	042-795-2101	80	9	1	2	5	2	0
桜台	小山田桜台1-18	042-797-5131	78	8	3	1	2	1	0
三輪	三輪町1720-8	044-989-4639	21	9	3				
三輪あいこう	三輪町82-7	044-989-9871	60			3	0	0	0
ゆうき山	金井町2938-14	042-737-7607	87	9	6	3	0	0	0
クローバー	相原町3338-1	042-782-4401	84	9	4	4	1	1	0
成瀬くりの家	成瀬1-5-1	042-710-8177	75	10	4	2	1	1	
ねむの木	金森1073	042-706-0733	55	6	3	1	0	0	0
こばと	金森1392-1	042-796-3628	65	8	1	2	1	1	1
玉川さくら	玉川学園3-35-48	042-725-2166	67	8	2	3	0	1	1
子どもの森	常盤町2970-1	042-798-7321	71	9	1	2	4	2	0
高ヶ坂ふたば	高ヶ坂867-1	042-720-8215	75	9	1	1	1	0	0
多摩境敬愛	小山町4464	042-775-1470	70	9	1	2	2	0	0
光の原	小川1274-2	042-788-5381	100	6	9	7	1	0	0
敬愛桃の実	小山ヶ丘3-28アバガーデンパレス多摩境2階	042-770-1113	30	4	7	2			
南つくし野	南つくし野2-17-1	042-788-5228	90	10	4	3	3	0	5
未来保育CLUB	中町1-31-4	042-729-8228	60	8	1	2	1	0	3
(仮称)東平ひまわり	広袴町543-1	042-735-4145	100	9	14	17	20	20	20

### 4月1日開園予定保育園の問い合わせ先

(仮称)東平ひまわり.....園長予定者自宅(2006年3月まで可) ☎042-735-4145  
小野路保育園は2006年4月から定員を0歳児12人、1歳児20人、3歳児20人、4歳児20人、5歳児20人に変更予定。  
小山保育園は、分園が新設され小山保育園分園(0歳児のみ)、小山保育園本園(1歳児~5歳児)に分かれます。

## 町田に静かな空を返せ

### 米軍機による騒音の軽減を要請

8月20日に米空母キティホークが横須賀基地に入港して以来、町田上空を飛行する空母艦載機の騒音が激しさを増し、市民の皆さんから騒音による苦痛や怒り、墜落の不安等多くの苦情が寄せられています。この深刻な状況を受けて、町田市は9月28日に、東京防衛施設局に対し、市民の皆さんの健康と生活を守るため、騒音の軽減を要請しました。また、防衛施設局、防衛庁、外務省に対し、訓練の中止等を米軍に申し入れるよう要請しました。

### NLPの中止等を要請

10月4日、防衛施設局東京防衛施設局より、厚木基地において18日から21日の18時から22時まで夜間離着陸訓練(NLP)を実施する予定との通告がありました。これを要請し、町田市は10月5日、神奈川県及び厚木基地周辺7市とともに、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官、駐日米大使に対し、NLPの中止等を要請しました。また、防衛施設局、防衛庁、外務省に対し、訓練の中止等を米軍に申し入れるよう要請しました。

### 米軍に航空機騒音の防止及び安全対策等の推進を要請

厚木基地を離着陸する航空機の町田市内における騒音の平成16年度調査結果がまとまりました。それによると、測定地点8か所のうち、7か所で環境基準を超過しており、市民の日常生活に深刻な影響を与えています。また、飛行コース直下の地域住民は航空機事故への不安を常に抱えています。このため、町田市では10月7日、東京都とともに米海軍厚木航空施設を訪ね、同施設司令官あてに、市民の平穏な生活が確保できるように、厚木飛行場周辺における航空機騒音防止及び安全対策等の推進に要請を行いました。

### 問い合わせ先

騒音状況等 環境・産業部環境保全課 ☎724・2711  
要請活動等 企画部企画調整課 ☎724・2103

## 12月1日から施行 町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例

### 制定の経緯

町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例が本年9月議会会で可決されました。この条例は、市民の方々からの条例の制定を求める請願が議会(昨年12月)で採択されたこと、また建築基準法の改正(本年6月施行)により、住宅地下室の容積率に算入される地盤面の位置について、市の条例で定めることが可能となったこと(建築基準法第52条第5項)から制定したものです。

### 制定の目的

平成6年(住宅地下室の容積率緩和)平成9年(共同住宅の共用廊下等の容積率算入)の建築基準法の改正により、容積率算入面積が大幅に緩和され、低容積率の指定されている地域に斜面地を利用した高容積率の集合住宅等が建設されてきました。

### この条例により、斜面地での緩和を抑制し、平坦地と同程度の規模とすること、階数を制限すること、良好な住環境の確保と周辺環境との調和を図ることを目的とします。

### 対象建築物

建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える共同住宅、住戸の数が3以上の長屋を対象とします。

### 階数の制限

建築物の見かけ上の階数の制限を、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域において、都市計画で建築物の高さの制限が10メートルと定められた地域については4階以下、12メートルと定められた地域については5階以下と定めています。(図1)

### 容積率算入地盤面の指定

容積率算入に関する地盤面の位置

を、建築物が周囲の地面と接する最も低い位置より3メートル以内の平均の高さにおける水平面(最も低い位置にある平均地盤面)とします。(図2)

### 地盤面指定の適用区域

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、用途地域の指定のない区域とします。

### 建替えに関する特例

既存不適格の斜面地建築物について、市長が周辺の土地の利用状況に照らして良好な住環境を害さない限り、容積率に算入される地盤面を指定する特例を設けています。

### その他の必要な事項は規則で定めます。

問 建築指導課 ☎709・0589

### 図1 階数の制限 (10メートル制限の地域の場合)

### 図2 地盤面の指定

住宅地下室は全体床面積の1/3を限度に容積率算入

現状 適用例

■ 容積率算入に係る地盤面  
■ 住宅地下室  
■ 不算入部分

高低差3m以内、ごとき地盤面を指定  
高低差3m以内

最も低い位置にある地盤面を指定

容積率に算入